



エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯（子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯）による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る目的です。

補助対象

高い省エネ性能を有する一定のリフォームが対象（事業者が申請）

※経済対策閣議決定日（令和11年11月2日）以降に、リフォーム工事に着手したものに限り（交付申請までに事業者登録が必要）

対象期間

契約期間

契約期間は問いません

着工期間

2023年11月2日以降に対象工事※に着手したもの

※対象工事

注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入：基礎工事より後の工程の工事

リフォーム：リフォーム工事

交付申請期間

2024年3月下旬～予算上限に達するまで
(遅くとも2024年12月末日まで)※

※お早めの申請をおすすめします。

※締切は予算上限に応じて公表します。

詳しくは、
当店までお気軽に
ご相談ください。

住宅のリフォーム※1

対象工事	補助額	
①住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容 に応じて定める額※	
②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、 空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置 工事等(①の工事を行った場合に限る。)*2		
※1「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」 (環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推 進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支 援事業」(経済産業省)(※2において「3省連携事業」という。)とのワ ンストップ対応を実施		
※2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行った ものとして②の工事のみでも補助対象とする		
※子育て世帯・若者夫婦世帯 上限30万円/戸 ●その他世帯 上限20万円/戸		
※子育て世帯・若者夫婦世帯が 既存住宅購入を伴う場合は 60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯 上限45万円/戸 ・その他の世帯・上限30万円/戸		

対象となるリフォームの一例



エコ住宅設備
(高断熱浴槽)



エコ住宅設備
(節湯水栓)



エコ住宅設備
(節水型トイレ)



エコ住宅設備
(高効率給湯機)



エコ住宅設備
(蓄電池)



空気清浄機能・
換気機能付きエアコンの設置
(エアコン)



子育て対応改修
(ビルトイン食器洗機)



子育て対応改修
(掃除しやすいレンジフード)



子育て対応改修
(自動調理対応コンロ)



子育て対応改修
(浴室乾燥機)



子育て対応改修
(宅配ボックス(住戸専用の場合))



バリアフリー改修
(段差解消・廊下幅等の拡張)

【リフォームの場合】

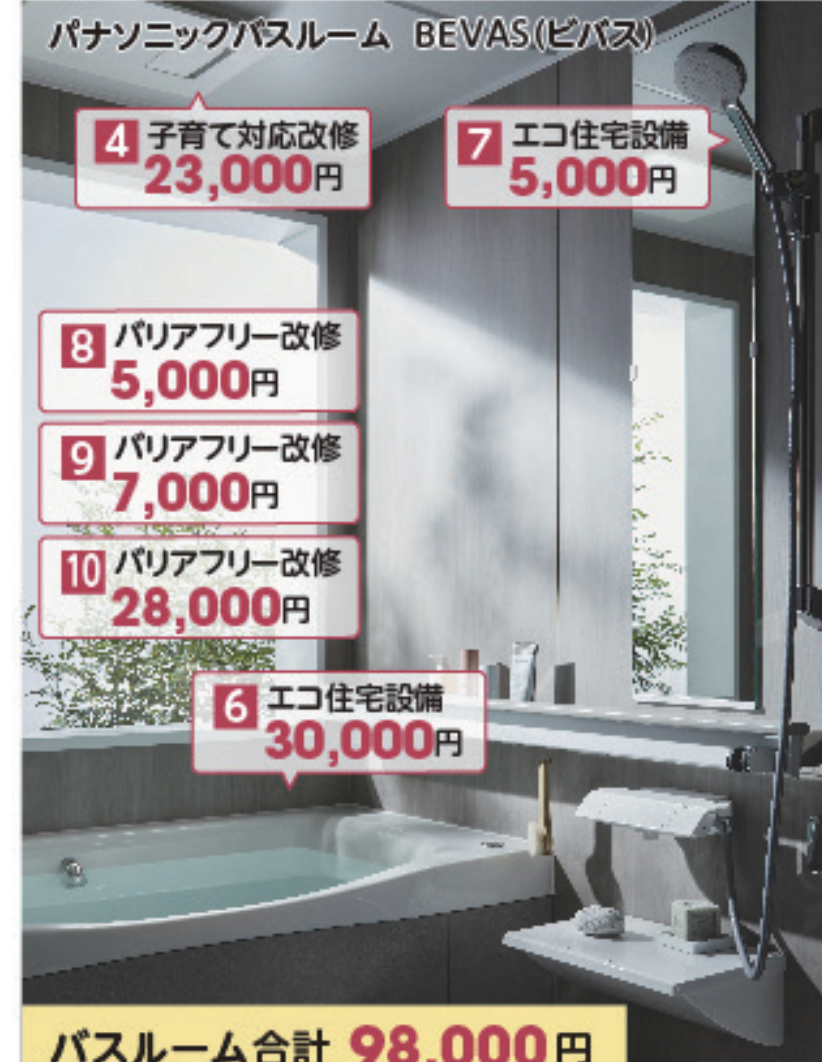
*掲載商品は、子育てエコホーム支援事業登録申請(予定)商品になります。性能等により一部対象外商品もあります。ご提案・申請前に必ずご確認ください。

*2023年11月時点の情報となります。最新の情報は子育てエコホーム支援事業事務局又はホームページでご確認ください。

キッチン



バスルーム



トイレ



■上記プランで「キッチン」「バスルーム」「トイレ」をリフォームした場合

補助額

合計173,000円 取得!